

教職員の働き方改革推進とゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、
2026年度政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては26年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が不可欠である。

本町においても教職員定数が減少し必要な人材を確保できないことなどにより、子どもたちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかと懸念がある。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置が講じられるよう強く要請する。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
2. 早急に教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなどさらなる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取り組みを推進すること。
3. 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の維持、および専科指導の加配要件緩和など、きめ細やかな指導体制の整備を推進すること。
4. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

山都町議会議長

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣